

定 款

平成29年6月27日改訂

令和4年6月23日 改訂

宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号

株式会社 やまや

株式会社やまや定款

第1章 総則

(商号)

第1条

当社は、株式会社やまやと称する。英文では、YAMAYA CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 酒類、食料品、米穀類、医薬品、タバコ、日用雑貨品の卸売及び小売業
2. 酒類及びアルコール、各種飲料水、農畜水産加工・冷凍食品の加工製造販売業
3. 前各号に掲げる商品の通信販売、輸出入業、代理業及び仲立業
4. 前各号に掲げる商品の販売業及び飲食店の経営に関するフランチャイズ事業
5. 通関業、倉庫業、貨物運輸業、貨物梱包業
6. 不動産、車輛、荷役車輛、荷役機械及び荷役器具、電算機、ソフトウェアの賃貸借、売買及びその仲介
7. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務、広告代理業
8. 農業、漁業、畜産業、水産養殖業、飲食業、観光施設の経営、観光情報の提供・企画・運営
9. 廃棄物の処理、ガラス、金属、紙の輸出入、売買、古物商
10. 発電及び電力の販売
11. 前各号の業務の請負
12. 前各号の業務に関連する事業のコンサルティング業
13. 前各号の業務に関連する事業に投資し、又は、その発起人となること
14. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条

当社は、本店を宮城県仙台市に置く。

(公告の方法)

第4条

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数及び自己株式の取得)

第5条

当社の発行可能株式総数は、35,000,000株とする。

2. 当社は、取締役会決議によって市場価格等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第6条

当社の1単元の株式の数は、100株とする。

(単元未満株の権利制限)

第7条

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第8条

当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第10条

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する手続き及びその手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもってその権利を行使することができる株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第12条

当社の定時株主総会は、毎事業年度の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(招集者及び議長)

第13条

当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によってあらかじめ取締役会の定めた代表取締役が招集しその議長となる。

2. 当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条

当社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条

当社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第16条

当会社の株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条

株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条

当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条

当会社の取締役は9名以内とする。

(取締役の選任)

第20条

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3. 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集者及び議長)

第22条

当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会の定めた代表取締役が招集し、その議長となる。

2. 当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条

当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 前項に係らず取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条

当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。

2. 当社は、取締役会の決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の議事録)

第26条

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の行為に関する当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第30条

当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条

当社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第32条

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第33条

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3. 補欠監査役の予選決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期終了までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることは出来ない。

(常勤監査役)

第34条

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第37条

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第38条

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の行為に関する当該監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条

当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条

当社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第46条

当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 当社は、毎年3月31日又は9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下配当金という。）を行う。

3. 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金の除斥期間)

第47条

配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

2. 未払の配当金には利息をつけないものとする。

平成29年6月27日 改訂

令和4年6月23日 改訂